

政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問 質疑や常任・特別委員会のあり方に関する取りまとめ結果（案）

<本会議関係>

（１）一般質問のあり方について

<検討結果>

- 一般質問に関しては、現状の運営方法等で特段の問題はないとする意見が多くを占めた。ただし、一般質問の人数については、もう少し弾力的に考えてみてはどうかという意見もあった。

⇒確認済み

（２）質疑のあり方について

<検討結果>

- 質疑に関しては、質疑を行うことによって、議案の理解が深まり、質問の中で行っていた質疑部分が圧縮され、質問時間を増やさずとも、質問が充実するのではないかという問題提起もあったが、質問者の裁量の面もあり、現状の運営方法等で特段の問題はないという結論になった。

⇒確認済み

<委員会関係>

(3) 特別委員会のあり方について

<検討結果>

- 特別委員会のあり方に関しては、テーマ、参加人数、権限等に関する意見もあったが、現状のあり方を継続することで一致した。ただし、テーマの選定に当たっては、例えば、政策調整会議を活用するなどじっくり選定する方法を検討する余地があるのではないか。

⇒前回確認済み

(4) 所管事項、報告事項について

<検討結果>

- 所管事項に関しては、現状の運営方法等で特段の問題はないとする意見が多くを占めた。ただし、行政需要が高まる中、質問時間を長くしてはどうかという意見もあった。
- 報告事項に関しては、理事者からの報告のあり方、質疑時間の時間制限について意見もあったが、現状の運営方法を継続することで一致した。

⇒前回確認済み

(5) 管内調査、管外調査について

<検討結果>

- 管内調査及び管外調査に関しては、管内調査を充実すべきという意見もあったが、現状の管内調査・管外調査の日数やバランスは維持すべきことで一致した。ただし、1月の管外調査については、実施時期を見直す余地があるのではないか。

⇒前回確認済み

(6) その他

<検討結果>

- 決算特別委員会に関して、複数の委員から、副委員長数を3名から2名に減らしてはどうかとする意見があった。一方、副委員長数の減員は、政策提案機能や監視機能の強化に繋がらず、他県の事情が不明の中で、副委員長数が多いと判断することは調査不足であり、時期尚早ではないかという意見もあった。

<主な意見>

- ・ 議長の諮問は、政策提案機能や監視機能の充実のために何を見直すかである。副委員長数を減員することによって、政策提案機能や監視機能が強化されるのか。審議の充実の方が重要であり、そもそも議長の諮問からすれば、決特の副委員長数を議題とするのは如何か。
- ・ 議長の諮問には、特別委員会のあり方が含まれており、決特について議論することは問題ないとする。
- ・ 予特が通年となり、人数も60人になった。決特は人数が半分であるので、1委員長2副委員長で良いのではないか。
- ・ 予特は、通年で動いており、決特の正副委員長とは動きが違う。確かに当初予算の審議だけを見れば、昔の予特と決特が並んでいた時期と変わらない形にはなっているが、予特は全員で構成され、規模も倍違う。
- ・ 予特は通年で設置し、全体会をかたちのうえで、分科会のまとめとして意思決定する場として行っている。実質は、通常の定例会は分科会で、予算全体の時は30人で構成する。それをもって、1委員長3副委員長で行ってきた。決特もそれと同じである。全体の予特の人数が60人だから、決特の副委員長を減らすという論理は成り立たない。実質で言えば、30人30人で論議しているのだから。
- ・ 予特・決特とも、過去ずっと30人のはずである。だから、予特が60人になったのであれば、予特の副委員長を増やさないといけないとなる。
- ・ 副委員長の人数だけを取りだして、多いか少ないかという議論は、他県の事情が不明の中で、多いと決めることは、調査不足であり、時期尚早である。
- ・ 予特・決特とも、委員長の職務代行者としての現実を見ている限り、副委員長は2人でも充分ではないか。もし、会派に対して配慮があるならば、幹事という形で対応できるのではないか。
- ・ 他県の役員数の状況からすると、決特の副委員長数を3人から2人へ減員してもバランス的には、問題ないのではないか。

＜本会議・委員会共通＞

（７）議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について

＜検討結果＞

- 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用に関しては、基本的には持込を認める方向で、使用機器・使用場所・使用目的等を含めて、さらに検討を深めてはどうか。

＜主な意見＞

- ・この小委員会で使用する方向で検討するのか、検討しないのかあたりは決めておく必要があるのではないか。
- ・基本的には前向きに検討すれば良いと思うが、どういう場面でどういう形で使うかは今後検討ぐらいにした方が、落ち着いて検討できるのではないか。
- ・基本的には使用する方向で、社会の状況に対応した議会のあり方を検討していこうという方向が良いのではないか。
- ・環境保全の上からもパソコン・タブレットの活用を検討してはどうか。
- ・パソコン・タブレットの活用については、理事者側の資料のデータ化による配布まで出てくるので、そこまで議論するのか、パソコン・タブレットの持込について議論するのか、仕分けが必要である。
- ・活用と持込の両方を議論すべきである。持込については、携帯・スマホの持込や管外調査・行催事への持込も含めて議論しておく必要があるのではないか。
- ・議場は、もともと言論のやりとりを理事者と1対1で行うが、委員会は全体の論議の中という性格的な違いや経過的な違いもあるから、議場と委員会室での使用は分けて検討がいるのではないか。
- ・すごくテクニカルな話が多くなってくるので、検討のためのワーキンググループを作れないか。
- ・この場でワーキンググループを作るということは使用する方向で検討することが前提となる。検討をどこに委ねるかは、議運で決まった上での話と思う。
- ・使用する方向で検討するというのであれば、詳細については、別の検討会に委ねることが良いのではないか。
- ・管内外調査では、携帯・スマホを各議員ともかなり使用している。調査先の説明時における写真の撮影が頻繁に見られる状況にある。使用について、これまで検討されていないのであれば、注意喚起をする必要があるのではないか。
- ・調査先が撮影禁止かどうかを確認してから、使用することは問題な

いのではないか。

- 管内外調査時の撮影のマナーに関しては、審議の充実というレベルのことではない。速やかに、理事の間で議論をした方が良いのではないか。
- 管内外での使用については、申合せの中で、お互いが議員の判断の中で考えていけば良いのではないか。ただし、ルール化を完全にしてしまうという時期になれば、そこも含めて議論すれば良いのではないか。
- 社会人としてのモラルの話と審議の充実のために使用するかどうかは分けて議論すべき。